

葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託に係る審査実施要領

(1) 選考方法

選考は、葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

(2) 一次審査<30点満点>

審査は、委員会事務局（教育総務課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位4位を選定する。ただし、参加申込書の提出が4社を超えない場合はすべての者を2次審査の対象とする。

① 業務実績<15点満点>

対象 : 【様式5-①】 【様式5-②】 予定技術者の類似業務実績

評価方法：技術者の業務実績を、「管理技術者の経歴及び業務実績等（様式5-①）、担当技術者の経歴及び業務実績等（様式5-②）」に基づき、評価することとする。評価の内容は、過去10年以内に、ア.学校空調設備に係る支援業務委託の実績があるか、又は、イ.学校施設整備に係る支援業務委託の実績があるか、とする。なお、実績については管理技術者及び担当技術者の合計の数で評価を行うこととするが、管理技術者及び担当技術者はそれぞれ上記の①又は②に係る支援業務委託等の経験を有することとする。ただし、予定担当技術者が複数の場合は、最も経験が多い者の実績を採用することとする。

管理技術者		配点	最大獲得点数
1	管理技術者が管理技術者として行ったアの実績	実績数×4点	10点
2	管理技術者が担当技術者として行ったイの実績	実績数×2点	
担当技術者		配点	最大獲得点数
3	担当技術者が管理技術者として行ったアの実績	実績数×2点	5点
4	担当技術者が担当技術者として行ったイの実績	実績数×1点	
管理技術者（1・2）と担当技術者（3・4）の実績数の合計		合計最大獲得点数	15点

② 価格点<15点満点>

対象 : 見積書（任意様式）

評価方法：下記により計算し、（A）の費用を価格点（1）とする。

（A）仕様書4業務内容に記載する本業務に必要なとなる全ての費用（消費税額及び地方

消費税額を含まない。)

- ・最低見積価格者の得点は15点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = 15点 × (最低見積価格^{※1} / 見積価格^{※2})」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

(3) 二次審査<70点満点>

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、および次点候補者を選定する。

対象：技術提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員（1人につき70点満点・5名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

(4) 二次審査（プレゼンテーション）の内容

①審査日：令和7年5月27日(火)予定（別途連絡）

②場所：葛城市役所（別途連絡）

③出席者：1提案者4名以内

④実施時間：1提案者40分以内（提案20分、質疑応答20分）

・事前準備・片付けに係る時間は含まない。

⑤提案内容

- ・「実施要領第2(9)技術提案書の作成」にある内容についてパワーポイント等において表現すること。

⑥プレゼンテーションの順番

- ・プレゼンテーションの順番は、技術提案書を提出した順番とする。

⑦その他

- ・スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

(5) 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

- ・一次審査及び二次審査の合計点の満点（100点）の6割（60点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

- ・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

- ・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。